

守山市地域包括支援センター 運営方針（案）

〔令和 10 年 4 月から令和 16 年 3 月まで〕



令和●年●月作成

守山市地域包括支援センター

目次

1	「守山市地域包括支援センター運営方針」の趣旨.....	- 1 -
2	センターの設置目的.....	- 1 -
3	センターの役割および運営について.....	- 1 -
	(1) 基幹センターの役割.....	- 1 -
	(2) 圏域センターの役割.....	- 1 -
	(3) 事業運営について.....	- 1 -
	(4) 運営協議会について.....	- 2 -
4	圏域センターの体制について.....	- 2 -
	(1) 職員体制.....	- 2 -
	(2) 緊急体制.....	- 2 -
	(3) 苦情等の対応.....	- 2 -
	(4) 守秘義務.....	- 2 -
	(5) 法令等の遵守.....	- 2 -
5	センターの運営上の重要な視点（基幹センター・圏域センター）.....	- 3 -
	(1) チームとしての視点.....	- 3 -
	(2) 公正かつ中立な運営の視点.....	- 3 -
	(3) 市関係部局、関係機関との連携.....	- 3 -
	(4) センター職員の資質の向上.....	- 3 -
	(5) 地域資源の活用の視点.....	- 4 -
	(6) ネットワーク構築の視点.....	- 4 -
	(7) 介護保険法第4条における国民の努力および義務の視点.....	- 4 -
	(8) 自立支援のあり方についての視点.....	- 4 -
6	包括的支援事業の充実（圏域センター）.....	- 4 -
	(1) 総合相談支援事業.....	- 5 -
	(2) 権利擁護事業.....	- 5 -
	(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業.....	- 7 -
	(4) 地域ケア会議の推進.....	- 7 -
	(5) 在宅医療・介護連携推進事業.....	- 7 -
	(6) 生活支援体制整備事業.....	- 7 -
	(7) 認知症総合支援事業.....	- 8 -
	(8) 任意事業（家族を支える介護体制の充実等）.....	- 8 -
7	総合事業について（基幹センター・圏域センター）.....	- 9 -
	(1) 介護予防ケアマネジメント事業.....	- 9 -

(2) 一般介護予防事業.....	- 9 -
ア 介護予防把握事業.....	- 10 -
イ 介護予防普及啓発事業.....	- 10 -
ウ 地域介護予防活動支援事業.....	- 10 -
エ 一般介護予防事業評価事業（基幹センターのみ）	- 10 -
オ 地域リハビリテーション活動支援事業.....	- 11 -
8 その他の施策について（圏域センター）	- 11 -
(1) 健康づくりの推進.....	- 11 -
ア 健康相談の推進.....	- 11 -
イ 歯科口腔保健の推進.....	- 11 -
9 第9期守山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「守山いきいきプラン2024」 に基づく重点的な取組（市全体） ※一部抜粋	- 12 -

1 「守山市地域包括支援センター運営方針」の趣旨

この「守山市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に基づき設置する本市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の考え方や、業務推進の方針等について、同法第 115 条の 47 第 1 項の規定に基づき示すものである。

2 センターの設置目的

センターは、市民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、市民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、本市の包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。

本市では、日常生活圏域を、南部、中部、北部の 3 圏域と定め、圏域ごとに圏域地域包括支援センター（以下「圏域センター」という。）を設置することとする。また、市内全域を統括し、後方支援する役割として、基幹型の地域包括支援センター（以下「基幹センター」という。）を守山市役所内に設置することとする。

3 センターの役割および運営について

(1) 基幹センターの役割

基幹センターは、施策立案や、圏域センター間の総合調整、後方支援および統括、指導監督を行い、その運営について適切に関与する他、市全体の地域包括ケアシステムの深化・推進を図るものとする。

(2) 圏域センターの役割

圏域センターは、地域の実情に応じ、地域に根ざした活動を実践するものとし、地域の実情や課題に応じて、各地域で創意工夫を凝らし、特色ある事業運営に努め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るものとする。

(3) 事業運営について

基幹センターでは、市の状況に応じて必要となる重点課題を設定し、圏域センターでは、重点課題に対する個別の計画を立案し、地域の実情に応じた事業運営を行い、地域

の課題解決に努める。基幹センターにおいては、年度毎に市域および圏域の地域包括ケアシステムの深化・推進に関する目標・計画に対する事業の評価を行うとともに、圏域センターにおいては、圏域における目標・事業の評価を行うものとする。

(4) 運営協議会について

市は、地域包括支援センター運営協議会を設置する。地域包括支援センター運営協議会においては、基幹センター、圏域センターの運営に関する事項や組織・運営体制等に関して審議、評価を実施するものとする。

4 圏域センターの体制について

(1) 職員体制

圏域センターの職員体制は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種および高齢者人口に合わせ、圏域センターの包括的支援業務の実施に関する基準を定める条例の基準に加え、圏域センターにおいては業務量を鑑み、認知症地域支援推進員を含む専門職6名、事務員1名、計7名の職員体制とする。

圏域センター職員の変更があった場合は、速やかに基幹センターへ変更を届け出る。

(2) 緊急体制

圏域センターの開設時間外に、緊急時の連絡を取れるよう、連絡体制や緊急連絡網等を整備する。※緊急時の体制については、仕様書およびマニュアル等にて別途定める。

(3) 苦情等の対応

圏域センターにおいて苦情を受けた場合は、その内容および対応等を記録する。状況に応じ、圏域センターは基幹センターとの連携を図るため、相談・報告など適切に対応する。

(4) 守秘義務

圏域センターにおける相談記録や関係文書等の情報は適切に管理し、保管するものとする。個人情報保護法を遵守し、個人情報が業務目的外で使用されたり、不特定多数の者が目に触れることのないように、守秘義務を遵守し、個人情報の保護を徹底する。

(5) 法令等の遵守

圏域センターの運営等にあたっては、地方自治法および介護保険法、老人福祉法等、

福祉、介護、医療、労働等の関係法令を遵守する。

5 センターの運営上の重要な視点（基幹センター・圏域センター）

(1) チームとしての視点

地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種および認知症地域支援推進員等職員各々の専門性を活かしながら、常に情報を共有し、互いに業務の理念、各職種の特性を理解した上で、連携・協働し、チームアプローチにより業務に臨むよう努める。

また、センター職員は、市民、特に地域で暮らす高齢者の最善の利益を図るために業務を遂行するよう努める。

(2) 公正かつ中立な運営の視点

圏域センターを運営するにあたり、市民から囲い込みに関し疑義が生じないように、介護保険制度をはじめとする守山市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関としての自覚を持ち、業務を運営する。また、圏域センターの運営費用は市民が負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、特定の法人や事業者等に不当に偏ることなく適切、公正かつ中立な業務を行う。

また、業務の実施においては、自己紹介や名刺、業務に用いる車両等により、センターの職員・業務であることを示す。

なお、公正かつ中立な運営について『地域包括支援センター運営にかかる囲い込み防止に関する申立書』（様式1）を委託業務の受注時に受託法人が提出し、日々の業務の中で圏域センターが介護支援専門員の選定支援を行った場合には『居宅介護支援事業所選定支援状況一覧』（様式2）に記録する。さらに、年1回『居宅介護支援事業所選定支援状況報告書』（様式3）を地域包括支援センター運営協議会で報告する。

(3) 市関係部局、関係機関との連携

センターは、高齢者の生活に関わる様々な問題や課題について、適切に保健福祉の推進が図れるよう、市関係部局、関係機関と連携し、相談・支援等を行うものとする。

(4) センター職員の資質の向上

センター職員は、専門性の維持向上を目的に、研修会の開催や参加、参加後の情報共有の取組などを積極的に行う。

(5) 地域資源の活用の視点

センターは、地域での各種サービス、保健・医療・福祉の専門職、専門機関の相互の連携、ボランティアや地域の住民活動等のインフォーマルな活動を含めた、地域における様々な社会資源の有効活用や、社会資源の育成・発掘に取り組むことで、市民が抱える課題解決に努める。

(6) ネットワーク構築の視点

市民が、介護サービスや保健・福祉・医療サービス等を適時・適切に利用することができるよう、圏域センターを中心として、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、自治会、各種ボランティア、その他、地域における関係者と連携し、市民の支援のためのネットワークの構築を推進する必要がある。センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る中核機関として、その役割を常に意識し、担当圏域のネットワークを構築し、課題の解決に努める。

(7) 介護保険法第4条における国民の努力および義務の視点

介護保険法第4条において、「国民は自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他適切な保健医療サービスおよび福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。」とされており、市民自らが要介護状態となることを予防することが重要である。

そのため、センターにおいて、市民の意識啓発および介護予防の維持向上を目指した知識や情報の提供、活動に取り組むことができる環境づくりの推進に努める。

(8) 自立支援のあり方についての視点

本市では、自立を「地域の中で、生きがいや役割、地域とのつながりを持ちながら、自分の望む暮らしを実現できるよう、必要なサービスや支援などを、自分で選び、決定し、主体性をもって生活できること」と定義する。センターは、『守山市ケアマネジメントに関する基本方針』に基づき、孤立や孤独、依存となる状態を予防し、市民の自立に向けた支援を行う。また、市民、介護支援専門員、医療介護サービス事業所等に、その理念、視点を啓発するものとする。

6 包括的支援事業の充実（圏域センター）

包括的支援事業については、「地域包括支援センター運営マニュアル」（地域包括支援

センター運営マニュアル検討委員会：編集、一般社団法人長寿社会開発センター：発行）を参考の上、各種事業の展開を行う。また、市民の身近な相談窓口として、地域に根差したセンターを目指し、積極的な周知啓発活動およびアウトリーチに務める。

各圏域センターの運営に関する各種様式により事業実施報告を行う他、基幹センターが求めた場合、事業の報告および書類の作成に協力するものとする。

(1) 総合相談支援事業

様々な事例に適切に対応できるよう、圏域センターは、基幹センターと連携しながら、緊急性を判断し、緊急レベル別の対応（「地域包括支援センター運営マニュアル」参照）を行う。

初回相談を受付後、相談内容や緊急度に応じて、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）がチームとして検討を行い、予測される課題、対応方針等について専門性を生かした視点から検討する。また、必要に応じて、介護支援専門員、地域の関係団体などを含む多職種連携によるケースカンファレンス等を行う。さらに、処遇困難事例の対応にあたっては、地域ケア会議および重層的支援体制整備事業等を活用しながら、事例の課題解決に努める。

(2) 権利擁護事業

高齢者の尊厳保持および高齢者の虐待防止に取り組むため、認知機能や判断能力の低下により、権利侵害を受けている場合、または契約や権利行使が困難な場合において、権利侵害の防止および適切な権利行使のために、成年後見制度等を活用する。

また、虐待等高齢者の権利擁護に関する支援については、圏域センター、基幹センターおよび市福祉事務所（長寿政策課）等と連携して、適切な対応に努める。

ア 高齢者の尊厳の保持

(ア) 虐待防止および相談先に関する周知・啓発

市民や事業者が、虐待行為や虐待が疑われる事例を発見した場合に、圏域センター等への通報や相談先等の周知啓発に努める。

(イ) 虐待の早期発見・早期支援

介護支援専門員、事業者、民生委員・児童委員や関係部署が連携し、虐待行為や虐待が疑われる事例を発見した場合の情報の共有、安否確認、支援会議の開催等連携を図り、早期発見・早期支援に取り組む。

(ウ) 虐待対応体制の充実

高齢者虐待事例に対し、3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）によるチームで対応できる体制を整え、継続的な訪問支援等、体制の整備・充実に努める。

(エ) 高齢者の保護や養護者への支援

養護者へ介護負担軽減等に対する支援を実施するとともに、保護が必要な高齢者を速やかに保護し、安全を確保できるよう関係機関と連携を図る。相談支援を通じ、一時保護等が必要なケースについては、市福祉事務所（長寿政策課）による措置制度の適用による支援を行う。また、措置を実施した後も、医療、介護サービスの利用等による養護者等との再統合を検討し、継続して対象者等への支援に努める。

(オ) 身体拘束に関する啓発

医療・介護サービス事業者等に対し、身体拘束の内容、その弊害等について、権利擁護、虐待防止に関する啓発を行う。

イ 高齢者の孤立死防止の推進

(ア) 高齢者の生活実態の把握や要支援者に対する適切な対応

圏域センターは、民生委員・児童委員、福祉協力員、自治会、ボランティア、事業者等、地域の連携・協力により、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ高齢者世帯等の生活実態の把握を行う。

(イ) 地域における孤立死防止の取組の促進

市民や地域団体、関係機関と連携し、地域における見守り活動の充実、事案の情報共有等を図り、孤立死を防止するためのネットワークづくり（地域づくり）を進める。

ウ 高齢者の権利擁護の推進

(ア) 成年後見制度等の周知

成年後見制度について、市民や関係者・関係機関へ周知を行うとともに、窓口相談等において情報提供を行い、成年後見制度の利用促進を図る。

(イ) 成年後見制度・権利擁護の相談・支援体制の強化

高齢者の増加や一人暮らし、頼れる身寄りがいない高齢者等、老夫婦世帯等の増加による成年後見制度・権利擁護に関する相談件数の増加に対応するため、相談会の実施による、成年後見制度の利用促進・支援を実施するとともに、NPO法人の活用による相談・支援の実施など体制の強化を図る。

(ウ) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の充実

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加により、権利擁護事業へのニーズが高まることから、市社会福祉協議会との連携を強化するなか、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用促進に向けて周知・啓発を図る。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員への指導・相談助言を通じて、利用者の自立支援につながるケアマネジメントの支援に努める。また、サービス担当者会議に参加した場合には利用者の状態を適切にアセスメントし、サービスの必要性や自立支援につながる支援への助言等を行う。

また、困難ケースについては、圏域センターが介護支援専門員を後方支援に加え、伴走支援を行う他、地域全体のケアマネジメント力の向上に向け、主任介護支援専門員とともに介護支援専門員の資質および対応力の向上に取り組む。

(4) 地域ケア会議の推進

医療・福祉・介護等の関係者による地域ケア個別会議を開催し、個別事例からの地域課題の抽出を図る。特に「介護等が必要な高齢者の生活を地域全体で支援していく」ための地域課題を把握することとあわせ、頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応についても、地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進し、課題解決を目指す。

会議の開催にあたっては、介護支援専門員の資質の向上に資するよう、効果的な実施に努める。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携サポートセンターは、市民が、身近な地域において、医療と介護を一体的に受けることができるよう主治医・在宅医等の調整、在宅医療・介護サービスの利用支援等、在宅療養・看取り支援を行う。

また、守山野洲医師会と連携して、本人と家族、主治医、介護支援専門員、介護サービス事業者等の関係者が情報を共有するための「在宅療養手帳」の利用の促進を図る。

さらに、入院による急性期の治療、リハビリテーションから回復期を経て、退院後の在宅療養へ円滑に移行するために、サービス担当者会議等への参画、「在宅療養安心ロード」や、市「つなぐノート(エンディングノート)」等を活用したACPの普及啓発を図る。

多職種の連携強化については、守山顔の見える会（年6回予定）の周知啓発および参加の促進を図るとともに、センター職員は在宅医療・介護連携推進協議会（年3回予定）への参画を行う。

(6) 生活支援体制整備事業

当事業は、市および各学区に生活支援コーディネーターを配置し、地域住民をはじめ、

多様な主体の参画により、地域資源の発掘・創出や、支援者のネットワークの構築等に取り組む、高齢者の生活支援を促進することを目的とする。

地域住民が役割を持ち、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、地域の実情に応じた支え合い活動を展開するため、支援者のネットワークへ積極的に参画し、多様な機関と連携・協力することにより、地域課題の解決に取り組む。

(7) 認知症総合支援事業

令和6年1月に施行された『共生社会の実現を推進するための認知症基本法』を踏まえ、高齢者等が認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民等に対して、認知症サポーター養成講座等により、「新しい認知症観」に基づく、認知症の正しい知識の普及啓発に努める。また、認知症相談医等の関係者との連携を強化し、認知症初期集中支援事業を活用する中で、認知症高齢者の早期発見・早期支援に努める。

さらに、認知症の人やその家族の居場所づくり、介護者の心身の介護負担の軽減や、本人の意欲向上等、在宅介護の継続に向けた、本人と家族への一体的な支援を行う。

地域においては、住民をはじめとした見守りネットワークの構築に向けた取組、住民・事業者・関係者等の連携強化や、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みを整備(チームオレンジの設置)する等、認知症基本法の掲げる認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らせる「共生社会」の実現を目指した地域づくりの推進に努める。

(8) 任意事業（家族を支える介護体制の充実等）

ア 介護人材の確保・育成

- (ア) 専門研修の実施：医療・介護サービス事業者等の資質向上を目指し、認知症ケア、医療的ケア等の専門的知識や技術の向上を目的とした研修の実施を促進する。
- (イ) 介護支援専門員に対する相談・支援：処遇困難事例の対応等に関する介護支援専門員への支援の充実を図る。
- (ウ) 介護支援専門員の育成、資質の向上：介護支援事業所管理者と連携し、介護支援専門員に対して、専門知識やケアマネジメント能力向上のための研修会を開催する。

イ 介護相談等の充実

- (ア) 相談・情報提供体制の充実

圏域センターにおいて、総合相談や家族介護者訪問等により、高齢者やその家族の困り事や心配事を把握し、課題解決に向けた支援を実施する。

(イ) 家族介護者への訪問活動

認知症初期集中支援チームをはじめ、認知症地域支援推進員、保健師等の専門職が認知症高齢者等を介護する家族へ訪問し、介護者から介護上の負担、悩みや介護者の健康状態等を聞き取り、必要なサービスの利用等を支援することで、介護負担の軽減に努める。

(ウ) 家族介護者教室

介護者の心身の負担が軽減できるよう医療・介護サービス内容の周知をはじめ、具体的な介護方法を学ぶことができる内容とし、地域のインフォーマルサービスも併せて周知する。

(エ) 家族介護等についての啓発

介護休業の取得を理由とする解雇等の不利益な対応がないよう、また家族の介護を理由に離職せざるを得ない状況を少なくするため介護休業制度等の取得推進について介護者や企業等へ啓発を行う。

(オ) 介護者への緊急時の支援

介護者の急病等の緊急時に、介護支援専門員、事業者、関係部署と連携し、短期入所等介護サービス等の調整により対応支援を行う。

(カ) 広報の充実

介護サービス、健康づくりや介護予防に関する保健事業、福祉事業、地域福祉活動等、市民の理解を深めるため、SNS等多様な媒体や各種事業、出前講座等あらゆる事業・機会を通して広報活動を行う。

7 総合事業について（基幹センター・圏域センター）

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防に支援が必要な要支援認定者、事業対象者に対し、総合事業や予防給付によるサービスや、多様なインフォーマルサービスを活用することにより本人の意欲や能力を引き出すことで自立の支援につなげる。また、円滑にサービスへ繋がるよう居宅介護支援事業所等との連携に努める。

(2) 一般介護予防事業

高齢者がいつまでも元気に過ごすことができるよう、また、介護が必要になっても、生きがいや役割をもって生活できる地域を目指した取組を進める必要がある。また、介護予防の推進にあたっては、高齢者の心身機能を高めることだけを目指すのではなく、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所づくりなど、高齢

者を取り巻く環境への働きかけが必要である。

そのため、介護予防の取組をしていない人に対しては、身近な地域において介護予防の取組を始めるきっかけづくりができるよう、あらゆる機会を利用して、介護予防の必要性や取組について啓発を行うとともに、家族や友人・知人等、身近な地域でみんなと一緒に取り組むことができる介護予防活動の展開を行う。

また、介護予防や改善効果の高い教室の実施を行うため、「守山百歳体操」「守山健康のび体操」「もりやまプラス体操」の推進を図り、地域における自主的な介護予防活動へつなげる。

さらに、身近な地域において、介護予防のみならず高齢者の抱える多種多様な健康課題に対応するため、保健事業と介護予防の一体的な実施事業に取り組む。

ア 介護予防把握事業

総合相談支援事業や保健事業と介護予防の一体的な実施事業による高齢者の健康増進および健康寿命延伸にかかる取組等により基幹センターと圏域センターが情報共有するとともに、収集した情報を活用して、閉じこもりや孤立等で支援を必要とする人を早期に把握し、関係機関と連携する中で、地域で実施されている介護予防活動等への参加を促進する。

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発のため、パンフレット等を作成し、会館等の公共施設での配布することにより介護予防の推進に努める。また、すこやかサロン、老人クラブ等への出前講座等を活用し、担当圏域の課題の改善に資する介護予防教室を開催する。

ウ 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等により高齢者を分け隔てることなく、誰でも参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、通いの場等の介護予防に取り組む自主グループの周知啓発や新たな通いの場の立ち上げ支援等、効果的・効率的な介護予防の取り組み・運営を支援する。

通いの場における、介護予防のための運動に関する活動として「守山百歳体操」に加え、「守山健康のび体操」、「もりやまプラス体操」等への取り組みを推進する。

エ 一般介護予防事業評価事業（基幹センターのみ）

事業計画に定める重点的な取組等の達成状況の検証および一般介護予防事業の事業評価を行い、地域における介護予防活動の進捗状況の確認および必要な施策・事業の

検討を行う。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

理学療法士や歯科衛生士等の専門職を活用し、地域における出前講座、サービス担当者会議等への関与を促進し、高齢者の自立支援、重度化・重症化予防に努める。

8 その他の施策について（圏域センター）

(1) 健康づくりの推進

ア 健康相談の推進

各会館や民生委員・児童委員等と連携のもと、地域における見守りネットワークの構築により、市民の健康づくりや介護予防の推進に努める。

イ 歯科口腔保健の推進

生活習慣病等の内科疾患や、転倒・骨折、フレイル等との関連する口腔機能の維持向上について、広く周知し、高齢者の健康づくり、介護予防を推進する。

9は第10期計画に合わせ更新予定

9 第9期守山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「守山いきいきプラン2024」に基づく重点的な取組（市全体） ※一部抜粋

第9期守山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「守山いきいきプラン2024」に基づき、センターは高齢者の介護予防の推進、認知症施策の推進、在宅療養・看取り支援の推進、介護予防ケアプランの作成等を通じて高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進する。

<第9期計画における重点的な取組>

- (1) みんなで取り組み、誰もが参加しやすい介護予防の推進
- (2) 地域包括支援センターの機能強化
- (3) 地域全体で取り組む認知症対策の充実（「共生」「予防」）
- (4) 地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくり

- (1) みんなで取り組み、誰もが参加しやすい介護予防の推進

◆施策の方向性

- 地域の通いの場や認知症カフェ等への積極的な関与により、フレイル予防や認知症予防への取組を強化します。
- 保健事業と介護予防の一体的実施により、生活習慣病や筋骨格系疾患等の重症化予防・全身の健康状態への影響があるオーラルフレイル※予防等に関する周知啓発に努め、健康寿命の延伸を図ります。
- 要支援者等に対し、専門職による適切なりハビリテーション等を促進することで、重症化を予防し、状態の改善につながる取組を推進します。

◆具体的な取組

① 一般介護予防事業の推進

事業	内容	担当課
介護予防対象者把握事業	関係機関との連携等により、フレイル状態や閉じこもり等で支援を必要とする人を早期に把握し、地域で実施されている介護予防活動等への参加を促進します。	地域包括支援センター
地域介護予防活動支援事業	介護予防を推進する地域活動に対して、情報交換等を通じた交流会の開催や、通いの場に出向いて体力測定、健康教育等を実施することで、立ち上げ支援および継続支援に努めます。	地域包括支援センター

事業	内容	担当課
	また、健康のび体操介護予防指導員の派遣等により、地域住民主体の地域の通いの場の活性化に努めます。	
一般介護予防事業評価事業	本計画に定める重点的な取組等の達成状況の検証と一般介護予防事業の事業評価を行い、地域における介護予防活動の進捗状況の確認および必要な事業の検討等を行います。 地域の通いの場に参加する高齢者等への体力測定を継続し、一般介護予防事業の課題だけではなく本市全体の課題を抽出し、高齢者への介護予防の推進を目指したアプローチを検討・実施することにより、介護予防事業の評価を行います。	地域包括支援センター
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職を活用し、地域における出前講座、通所・訪問サービスやサービス担当者会議等への関与を促進し、地域におけるリハビリテーションの効果的な推進に努めます。また、地域の通いの場等へ専門職を派遣することにより、地域における介護予防活動の効果的な推進および内容の充実を図ります。	地域包括支援センター
保健事業と介護予防の一体的な実施	KDB（国保データベース）システム等を活用し、高齢者の医療、介護、健診等のデータを分析することにより、健康課題を明確化し、保健事業と介護予防を一体的に実施することで、健康課題の改善を図ります。	国保年金課 地域包括支援センター すこやか生活課

② 介護予防・生活支援サービス事業の推進

事業	内容	担当課
介護予防ケアマネジメント事業	要支援認定者等の生活状況や身体状況等の把握を行い、総合事業によるサービス（訪問型・通所型サービス等）や予防給付によるサービス等の提供等、高齢者の地域における自立した生活の支援を行います。	長寿政策課 地域包括支援センター
訪問型・通所型サービスの提供体制の充実	訪問型・通所型サービスの担い手の確保に努め、安定したサービス提供体制の充実を図ります。	長寿政策課
生活支援体制の整備	住民同士の支え合いの意識醸成を図り、高齢者の支援に係る具体的な取組を推進します。また、シルバー人材センター、市老人クラブ連合会等の関係機関と連携し、地域における支え合いの仕組みづくりを構築します。	長寿政策課

③ 介護予防の重要性や方法、市内の取組の周知

事業	内容	担当課
介護予防普及啓発事業	介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発のため、介護予防教室の開催、介護予防手帳やパンフレット等	地域包括支援センター

事業	内容	担当課
	の配布、すこやかサロン、老人クラブ等への出前講座などを実施します。 また、あらゆる機会を利用して、日常生活動作、生活習慣病等に関係する口腔ケア（オーラルフレイル）の重要性についての啓発に努めます。	
介護予防等活動に関する情報提供	市内で実施されている介護予防の取組について、広報等において周知し、市民の積極的な参加を促します。	地域包括支援センター

◆◇重点的な取組における評価指標

介護予防に取り組む 高齢者数	実績値	目標値			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
通いの場への参加者数 （百歳体操、のび体操）	1,111人	1,120人	1,130人	1,140人	

※高齢者が、今後も継続して介護予防に取り組めるよう、内容の充実を図っていきます。

出前講座の開催回数 および参加者数	実績値	目標値			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
開催回数	133回	130回	130回	130回	
参加者数	4,202人	4,200人	4,200人	4,200人	

※増加する高齢者に対し、広く周知することで、介護予防活動の啓発を図ります。

(2) 地域包括支援センターの機能強化

◆施策の方向性

- 総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業等の充実を図るため、各圏域の地域包括支援センターに配置する保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーに加え、認知症地域支援推進員等を配置し、人員体制を強化することにより、相談支援体制の充実を図るとともに、より地域に根ざしたきめ細やかな事業運営に努めます。
- 圏域と市の地域包括支援センターの役割分担と業務の整理を行い、より効果的・効率的に業務を推進します。

◆具体的な取組

① 相談支援体制の充実・強化

事業	内容	担当課
総合相談支援事業	各圏域の地域包括支援センター職員を増員することで、総合相談支援体制を強化し、認知症高齢者の支援、高齢者虐待や緊急案件、困難事例への適切な対応	地域包括支援センター

	応に努めます。また、地域包括支援センターが身近な相談窓口であることについて周知・啓発を行います。	
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	ケアマネジャーへの指導・相談を通じて、利用者の自立につながるケアマネジメントの支援に努めるとともに、サービス担当者会議における適切なアセスメントや助言により、自立支援につながる効果的なサービスの提供に努めます。	地域包括支援センター
事業	内容	担当課
地域ケア会議の推進	地域ケア個別会議、地域ケア推進会議を通して、個別事例から地域課題を抽出し、課題解決のための施策を検討・立案することにより、地域包括ケアシステムの推進を図ります。特に、圏域地域包括支援センターにおける地域ケア個別会議を定着化し、各圏域における地域課題の把握、解決に取り組みます。	地域包括支援センター 長寿政策課 介護保険課

② 地域包括支援センターの機能強化

事業	内容	担当課
圏域地域包括支援センター間の総合調整	圏域地域包括支援センター間における知識・情報の共有・共通認識を図るため、市の地域包括支援センターは、各業務における運営方法やマニュアルの見直しを行う職種別会議・管理者会議を開催します。また、必要な研修・事例検討を行うことで、資質・対応能力の向上に努めます。	地域包括支援センター
相談支援体制の充実	各圏域地域包括支援センターが高齢者等の相談窓口となり、地域の実情を把握する中で早期の課題解決に向けて取り組みます。圏域地域包括支援センターにおいては相談業務を完結することとし、円滑な業務推進のため、市の地域包括支援センターは必要に応じ困難事例等への対応方針を示す等の後方支援を行います。	地域包括支援センター

◆◇重点的な取組における評価指標

相談支援体制の充実・強化	実績値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センターを知っている人の割合（認知度）※1	51.4%	—	70%	—
地域包括支援センターがその役割を果たしていると思うケアマネジャーの割合※2	78.8%	—	90%	—

※1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

※2 ケアマネジャーアンケート調査より

(3) 地域全体で取り組む認知症対策の充実（「共生」「予防」）

◆施策の方向性

- 認知症に対する理解を深め、住民による見守りネットワークを構築するため、学校や自治会、事業所等において、認知症サポーター養成講座や講演会を開催し、認知症の正しい知識や見守り支援の必要性について普及啓発に努めます。地域包括支援センター等の相談窓口の周知や認知症に関する啓発を行うとともに、認知症初期集中支援事業等を通じて、かかりつけ医や関係機関等との連携を図り、認知症の早期発見・早期支援に努めます。
- 高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症高齢者の介護実態等を把握し、家族介護者の心身の介護負担の軽減に努めるため、サービスの利用支援や地域の見守り等、支援体制の充実・強化を図ります。

◆具体的な取組

① 認知症に関する普及啓発

事業	内容	担当課
正しい知識の普及啓発	自治会、小中学校や企業での「認知症サポーター養成講座」を開催するとともに、広く市民を対象とした「認知症講演会」を開催するなど認知症の正しい理解を深める取組を推進します。 令和4年度に改訂した「認知症ケアパス※」等を活用し、市が実施する認知症施策についての周知啓発を図ります。	地域包括支援センター
支え合いの地域づくりの推進	認知症を個人の課題として捉えるだけでなく、認知症になっても自分らしい暮らしができるように、地域の取組について第2層協議体で話し合うなど、支え合いの地域づくりの市民活動を支援します。 また、認知症サポーターが地域で活動できるよう、ステップアップ講座を開催し、認知症高齢者や家族介護者への支援を行うチームオレンジ活動を推進します。	地域包括支援センター 長寿政策課

② 認知症の早期発見・早期支援

事業	内容	担当課
認知症初期集中支援事業	「認知症初期集中支援チーム」による、早期発見後の積極的な関わりや、介護保険サービスに結びつかない高齢者への支援を行うことで、事案の複雑化・困難化を未然に防ぎます。	地域包括支援センター

事業	内容	担当課
早期発見・早期対応が重要であることの周知啓発	認知症について本人や家族が気軽に相談できるよう一般介護予防事業と連携し、あらゆる機会を通じて認知症予防への取組を推進します。また、認知症状の早期発見・早期対応の重要性についての周知啓発を強化することで認知症の重症化・重度化防止に努めます。	地域包括支援センター
医療・介護等関係者の認知症対応力向上および連携強化	かかりつけ医の認知症対応力の向上を図るため、滋賀県や守山野洲医師会と連携し、認知症サポート医養成研修事業や、かかりつけ医認知症対応力向上研修事業の受講支援、情報提供を行います。	地域包括支援センター
相談体制の充実	認知症に関する相談窓口の周知を図り、認知症の早期診断、早期支援に努めるとともに、認知症専門医への早期受診につながるよう、かかりつけ医や認知症相談医との連携強化に努めます。 もの忘れサポートセンター・しが／若年性認知症コールセンター／滋賀県軽度認知症サポートセンターの他、市内の認知症相談医等の相談機関の周知・啓発を行い、認知症に関する市民の心配事への支援を行います。圏域地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置することで、相談支援体制を強化し、関係機関との連携を強化するとともに、認知症に関する相談窓口の周知啓発を図り、市民が相談しやすい体制を構築します。	地域包括支援センター

③ 認知症高齢者や家族介護者に対する支援

事業	内容	担当課
地域密着型サービスの提供	高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、ケアマネジャーへの周知を図るとともに医療ニーズの高い要介護者の在宅での療養生活を支援するため、看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めます。	介護保険課
家族介護者への訪問活動	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員や保健師等の専門職が、高齢者を介護する家族を訪問し、介護の負担や悩み等を聴き取るとともに、介護者の健康状態を把握します。 また、高齢者の身体状況、生活状況等を聴き取り、家族介護者の心身の負担軽減につながるサービスの利用調整に努めるなど、継続的な支援を行います。	地域包括支援センター
行方不明高齢者等SOSネットワークの運用の推進	民生委員・児童委員やケアマネジャー等と連携を図り、認知症高齢者やその家族に対し、行方不明高齢者SOSネットワークの周知啓発と事前登録の勧奨を図り、協力機関との情報共有により、早期発見・早期支援に努めます。 また、GPSの活用促進、個人賠償責任保険事業の啓発とともにSOSネットワークの協力事業者の拡大を図	地域包括支援センター 長寿政策課

事業	内容	担当課
	り、安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進します。	

④ 認知症の人と家族を支える地域づくり

事業	内容	担当課
認知症カフェの実施	参加者同士の交流や認知症高齢者やその家族の居場所として、さらに認知症に関する不安やサービス利用の相談ができるカフェの運営を目指します。 また、高齢者の身近な地域でのカフェの立ち上げ・運営支援に努めます。	地域包括支援センター
事業	内容	担当課
チームオレンジの運営	積極的にチームオレンジの立ち上げを進め、活動の拡充に努めることで認知症の人とその家族が安心して暮らせるまちづくりを推進します。	地域包括支援センター

◆◇重点的な取組における評価指標

認知症支援・普及啓発		実績値	目標値			
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
認知症サポーター養成講座(上級編含む)	開催回数	28回	30回	30回	30回	
	うち企業・事業所での実施回数	3回	6回	6回	6回	
	養成人数	1,924人	2,100人	2,100人	2,100人	
行方不明高齢者等SOSネットワーク協力機関数		72機関	95機関	100機関	105機関	
チームオレンジの設置数(累計)		1	3	4	6	

(4) 地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくり

◆施策の方向性

- 住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるまちづくりを目指し、多様な生活課題に対応するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員、健康推進員等の関係者や関係団体等との支援者間のネットワーク構築を目指します。
- 「支える側」と「支えられる側」の役割を固定せず、地域住民が役割をもち、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、協議体等の場を活用し、地域資源の整理、課題の解決に向けた取組を行うなど、地域の実情に応じた支え合い活動を展

開します。

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者や認知症高齢者の増加により、地域での福祉ニーズの多様化が予測されます。そのため、学区や自治会等で活動するさまざまな機関・団体等と連携した地域福祉活動の展開が必要です。そこで、こどもの頃からの福祉教育および認知症や介護保険等の啓発を一層進めていきます。
- 高齢者が消費者被害にあわないよう、さまざまな媒体等を活用しながら、継続的な啓発や相談窓口の周知を図るとともに、地域ぐるみによる犯罪防止活動を推進します。また、災害時に支援が必要な高齢者等が安心して避難し、避難生活を送れるよう、地域や関係機関等との連携による避難支援体制や避難所運営体制の確立を促進します。

◆具体的な取組

① 支え合いのネットワークづくり

事業	内容	担当課
地域共生社会の実現に向けた地域のネットワークの充実	複合課題への対応や、制度の狭間にある人への支援のため、庁内関係課や関係機関等と連携を図る中で、地域における住民主体の課題解決力を強化するとともに、地域の取組への支援を行い、重層的な支援体制の構築を推進します。 生きづらさを感じている人（ひきこもり、障害者、高齢者等）に対し、地域住民、民間事業者など多様な主体が連携し、社会参加につなげることができる地域共生社会の実現を目指し、地域でのコーディネート機能の充実・強化を目指します。 また、地域で相談を受ける人の資質向上のため、研修の充実を図り、地域での身近な相談者としての活動促進に努めます。	健康福祉政策課 生活支援相談課 長寿政策課 地域包括支援センター すこやか生活課 障害福祉課
生活支援コーディネーター等による地域づくりの推進	第1層および第2層に配置している生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ、地域包括支援センター、市老人クラブ連合会、市シルバー人材センター、市社会福祉協議会等、地域の多様な主体の参画により、地域資源の発掘・創出や、支援者のネットワークの構築等に取り組めます。	長寿政策課 地域包括支援センター

② 地域福祉活動の充実

事業	内容	担当課
地域の福祉課題に対応する体制の強化	地域のさまざまな福祉課題に柔軟かつ迅速に対応できるよう、地域の関係団体および関係課との連携を強化します。	健康福祉政策課 地域包括支援センター

ボランティアセンター機能の充実	地域共生社会の実現に向けて、地域で活動するボランティア等と連携した新たな社会資源の発掘、創出を目指します。 ボランティアセンターでは、ボランティアを必要とする人とボランティア活動を希望する人とのコーディネートを行うとともに、介護予防も兼ねた「いきがい活動ポイント事業」の周知や、効果的な活用方法を検討し、参加者の拡大、活躍の場づくりを推進します。	健康福祉政策課 長寿政策課
-----------------	---	------------------

③ ひとり暮らし高齢者等の支援

事業	内容	担当課
地域での見守り活動の促進	民生委員・児童委員や自治会等、地域における多様な地域資源を活用しながら、地域ぐるみでの見守り活動の促進、不安解消に向けた施策等、ひとり暮らし高齢者等が安全で安心できるまちづくりの推進に努めます。 また、ひとり暮らし高齢者への支援を通じて、地域が主体となって見守り活動に取り組めるよう、協議体での話し合いを進めていきます。 避難行動要支援者名簿を活用し、地域の見守り支援体制の構築を図ります。	地域包括支援センター 長寿政策課 健康福祉政策課 市民協働課
緊急時の通報・救護体制の整備	暮らしの安心メモの継続配布や緊急通報装置の設置を行うとともに、緊急時や非常時への備えである「救急医療情報キット(命のバトン)」について、市社会福祉協議会を通じて活用促進を図ります。	長寿政策課

④ 福祉意識の高揚

事業	内容	担当課
学校等における福祉教育の推進	人を思いやり助け合う心を育むため、むかしあそびなどを通して高齢者との地域交流や福祉施設への訪問など、世代間交流を促進し、保育園・こども園・幼稚園、小・中学校での、一人ひとりを大切にした福祉教育の環境づくりを進めます。	保育幼稚園課 学校教育課
市民ぐるみの福祉学習の推進	保健・福祉の理解の向上および認知症等に関する正しい知識の普及を目指して、市民を対象に研修会等を開催します。また、地域を基本単位とした福祉研修会等の開催を支援し、市民の自主的な学習活動の実践につなげることによって、地域づくりを促進します。	地域包括支援センター 長寿政策課 すこやか生活課 健康福祉政策課

⑤ 防犯・防災体制の整備

事業	内容	担当課
消費者被害の防止	振り込め詐欺や悪質商法の被害にあわないよう、その手口等に関して、広報をはじめパンフレットやホームページ、出前講座、有線放送等、さまざまな媒体や機会により啓発を行うとともに、消費生活センターの周知を図ります。 消費生活に関するさまざまな情報や相談の多い事例等の情報提供を図ります。	生活支援相談課
防犯体制の整備	警察等の関係機関と連携を強化し、地域安全情報の提供や防犯パトロールの実施、安全安心メールの利用促進、特殊詐欺等の被害防止の学習会の開催等、行政と地域の協働による地域の安全・安心活動を促進します。また、自治会での防犯パトロール等による犯罪が起こりにくいまちづくりの取組について、「わ」で輝く自治会応援報償事業において支援を行います。	市民協働課 危機管理課
防災意識の啓発	防災意識の高揚のため、自治会で実施される防災訓練において、支援が必要な高齢者等の参加を促すなど、あらゆる機会を通じて、全ての地域住民に自助・共助・公助の連携の重要性について周知啓発を図ります。	危機管理課
避難行動要支援者に対する支援体制の確立	避難に支援を要する高齢者等の避難行動要支援者名簿を作成し、自治会等の避難支援等関係者と情報を共有し、自治会等で避難行動要支援者への支援対策が進むよう、継続して取組の支援を行います。また、名簿情報を活用し、対象者を把握することにより、要支援者の避難支援等体制づくりを促進します。	危機管理課 健康福祉政策課
自主防災組織の強化	自主防災組織は地域における防災の重要な役割を担っていることから、防災知識や防災技術の習得のため、引き続き、年2回の自主防災組織の研修を開催し、防火・防災に努めます。	危機管理課
福祉避難所の確保	大規模地震等の災害時に、在宅の重度の要介護者や障害者等が生活上の必要な介護等の支援を受けられるよう、関係各課との連携強化を図ります。 市内社会福祉法人等に働きかけを行い、避難行動要支援者が安心して過ごすことができる福祉避難所の確保や拡充に向けて取り組みます。	危機管理課 健康福祉政策課 長寿政策課 介護保険課 障害福祉課

◆◇重点的な取組における評価指標

高齢者が主体となった活動への支援	実績値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
いきいき活動推進補助金 (新規補助団体数)	3件	12件	13件	14件